

政令第九十二号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第三項（同法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「三万六千八百円」を「三万七千円」に改め、同項第二号中「三万四千八百円」を「三万五千元」に改め、同項第三号中「三万六千八百円」を「三万七千円」に改め、同項第四号中「三万四千八百円」を「三万五千元」に改め、同条第二項中「三万六千八百円」を「三万七千円」に改める。

第七条第一項第一号中「二百七十九万六千円」を「二百八十万九千二百円」に改め、同項第二号中「二百二十三万六千八百円」を「二百二十四万七千六百円」に改める。

第九条第一項第一号中「八十七万三千六百円」を「八十七万八千四百円」に改め、同項第二号中「六十九万九千六百円」を「七十万三千二百円」に改める。

第十条第五項中「二百四十四万四千四百円」を「二百四十五万七千六百円」に改める。

第十一条第二項第一号中「七百三十三万三千二百円」を「七百三十七万二千八百円」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

### (経過措置)

2 改正後の第五条第一項及び第二項の規定は、令和二年四月以後の月分の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（以下「法」という。）による医療手当の額について適用し、同年三月以前の月分の法による医療手当の額については、なお従前の例による。

3 改正後の第七条第一項、第九条第一項及び第十条第五項の規定は、令和二年四月以後の月分として支払われる法による障害年金、障害児養育年金及び遺族年金の額（以下「年金の額」という。）について適用し、同年三月以前の月分として支払われる年金の額については、なお従前の例による。

4 改正後の第十一条第二項の規定は、令和二年四月一日以後の死亡に係る法による遺族一時金の額につい

て適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による遺族一時金の額については、なお従前の例による。